

島根県行政手続オンライン利用促進アクションプラン（第5期）

令和4年4月1日
総務部情報システム推進課

島根県ICT総合戦略に掲げる「県民の利便性向上」及び「行政の効率化」を実現するため、第4期島根県行政手続オンライン利用促進アクションプラン（以下「前計画」という。）を改訂し、令和4年度から令和8年度までの具体的な取組について、第5期島根県行政手続オンライン利用促進アクションプラン（以下「第5期アクションプラン」という）を策定する。

1. 前計画での実績と評価

前計画はコロナ禍が本格化する以前（令和2年4月1日時点）に、令和2年度から令和4年度までの3カ年を計画期間とし策定。県が整備した汎用的な電子申請システムであるしまね電子申請サービスについて、具体的な目標値を設定し、利用促進の取組を実施した。

(1) 行政手続

① 状況

前計画では、令和4年度末時点での総申請件数における電子申請件数の割合を14%以上とする目標を設定した。実績は以下のとおりである。

表1 「行政手続」の実績

指標	R元年度実績 (第3期満了時)	R2年度実績
	利用率(件数)	利用率(件数)
総申請件数における 電子申請件数の割合	11.7% (4,601/39,493)	14.0% (6,680/47,709)

② 評価

県HPのトップページでのアクセス改善などの利用促進の取組とともに、コロナ禍による特殊事情により、令和2年度は電子申請サービスの利用率が上昇した。

(2) イベント等の簡易な申込み

① 状況

前計画では、令和4年度末時点での総申請件数における電子申請件数の割合を80%以上とする目標を設定した。実績は以下のとおりである。

表2 「イベント等の簡易な申込み」の実績

指標	R元年度実績 (第3期満了時)	R2年度実績
	利用率(件数)	利用率(件数)
総申込件数における 電子申請件数の割合	79.81% (53,298/66,779)	87.7% (62,095/70,794)

② 評価

定例的なイベント参加申込等の電子申請利用率は横ばいのなか、コロナ禍による特

殊事情により、新規に受付を開始したイベント参加申込が増加したほか、県庁内部や市町村への調査・照会事務での活用が進めた結果、令和２年度の利用率が上昇した。

２．第５期アクションプランの基本的な考え方

県では、行政手続のオンライン利用促進に取り組むために令和２年４月に前計画を策定した。

しかしながら、前計画の策定が新型コロナウイルスの感染拡大前であったことから、感染拡大後に求められる対応に必要な内容と齟齬が生じてきている。

こうした中、国において令和２年１２月に「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」が策定され、令和３年５月にデジタル関連６法を制定、同年９月には行政のデジタル化を加速すべく新たにデジタル庁が創設された。

また、県においても、令和３年度に行政手続のオンライン化を進めるための不要な押印の見直しを進めるとともに、令和４年４月１日付けで島根県の情報化における総合的な戦略である「島根県ＩＣＴ総合戦略」を策定したところである。

これに伴い、島根県行政手続オンライン利用促進アクションプランについても、当初の計画を１年前倒しで改訂し、下記に示す方法により各行政手続のオンライン化導入及び利用促進の取組を進める。

なお、第５期アクションプランの計画期間は、上位計画である「島根県ＩＣＴ総合戦略」に合わせ令和４年度から令和８年度までの５年間とする。

３．行政手続のオンライン化の状況調査

(1) 目的

庁内における行政手続のオンライン化の状況を把握し、今後のオンライン化の取組の参考とするため。

(2) 実施時期

令和３年６月

(3) 調査結果の概要

対象手続き数 ２，４４８手続

うちオンライン化済 １９４手続

オンライン化検討中 １，４７８手続

オンライン化予定なし ７７６手続

※「予定なし」は、過去に一度も申請実績がないものや、業務の性質上、現場での対面確認を要するもの等

(4) 課題

調査の結果、オンライン化については、各手続において様々な課題があることが判明した。

<主な課題>

- ・申請頻度が低い手続のオンライン化には費用対効果や業務効率化の面で問題がある。
- ・作成する書類が煩雑で、電子申請で差し戻しにすると却って申請者の負担が増す。
- ・運用上、電子申請になじまない手続きがある。
- ・オンライン化は国の対応状況を確認しながら進める必要がある。
- ・添付書類の削減が必要

本調査結果を踏まえ、今後は各手続所管課と情報システム推進課及び関係機関が連携し、個々の課題解決への取り組みを進め、費用対効果等も考慮したうえで、オンライン化導入を検討していく必要がある。

また、オンライン化導入の促進にあたっては、紙や対面で行っていた手続を単にオンライン化するなどの、いわゆる「Digitization（デジタイゼーション）」に陥ることなく、業務内容や業務プロセス等の見直しを進めたうえで、オンライン化の目的である「県民の利便性向上」・「行政運営の効率化」に資する形で取り組んでいく必要がある。

4. 行政手続のオンライン化実現の類型

行政手続のオンライン化実現方法については、R3.2.1 付け人第 1406 号押印見直し方針でも示された下記の 4 つの類型がある。個々の手続について、利便性や費用対効果を考慮し、下記の中から最も適した形でオンライン化導入を図る。

(1) 国等が整備する全国共通の電子申請システム

(例) マイナポータル（ぴったりサービス）、eLTAX（地方税電子申告システム）など

(2) 各所管課で独自に整備する業務システム

(例) 図書館システム、電子調達システムなど

(3) しまね電子申請サービス

上記(1)について国等の計画がない、又は、費用面等で上記(2)の整備（改修）が難しい場合、しまね電子申請サービスを利用したオンライン申請を検討する。

導入にあたっては情報システム推進課に事前に相談すること。

(4) メールによる申請

上記(1)～(3)の利用が適さない手続は、メールでのオンライン申請も検討する。

5. 本計画における目標

第 5 期アクションプランの取組みの効果を図る指標として、以下の目標を設定する。

なお、法令等の見直しなどの必要な措置が講じられた場合、目標値を変更する場合がある。

(1) オンライン申請可能手続数

指標	R3 年度実績 (R3.6 月調査時点)	目標 (R8 年度)
	手続数	手続数
オンラインで申請できる手続数	194 手続	400 手続

※県民の利便性向上に効果の高い、申請件数が多い手続（前年度 30 件以上 155 手続。全申請件数のうち約 96%を占める）を優先的にオンライン化に取り組む。

(2) しまね電子申請サービス利用率

ア、「申請・届出」の利用率

指標	R2 年度実績	目標(R8 年度)
	利用率(件数)	利用率
総申請件数における 電子申請件数の割合	14.0% (6,880/47,709)	17.0%

※下記の点を考慮した上での設定

- ・電子申請サービスで利用件数が多い手続が今後、他サービスへ移行する予定。
- ・新規で利用可能な手続数が増えると、利用率は下がる傾向にある。

イ、「イベント等の簡易な申込み」の利用率

令和 8 年度末までに総申請件数における電子申請件数の割合を 93%以上にする。

指標	R2 年度実績	目標 (R8 年度)
	利用率(件数)	利用率
総申込件数における 電子申請件数の割合	87.7% (62,095/70,794)	93.0%

6. 目標達成のための具体的な取組み

上記目標を達成するため、以下の取組みを実施する。

(1) オンライン化を促進できる人材の育成（人事課・情報システム推進課）

行政手続のオンライン化を進めることができる人材を育成するため、ICT にかかる職員向けの研修を実施する。

- ・デジタル人材育成研修（初心者/初級/ステップアップ）
- ・システム研修（情報通信システム研修（セキュリティ研修）/システム担当者研修）
- ・その他（J-lis 主催の研修、情報セキュリティ研修 etc）

(2) オンライン化導入等促進支援（情報システム推進課）

住民サービスの向上に繋がる申請件数の多い手続について、情報システム推進課と手続所管課で個別に協議（ヒアリング）を行い、オンライン化への検討を行う。

また、各手続所管での、各業務システムの導入・更改に際し、構想段階から各手続所管課と情報システム推進課で協議を行い、オンライン化促進の検討を進める。（構想協議・開発協議）

(3) オンライン化に係る情報収集（情報システム推進課・各手続所管課）

法令等に基づく行政手続におけるオンライン化に向けた国の動きや、先進地での成功事例等の情報収集を行う。

(4) しまね電子申請サービスの利用促進（情報システム推進課・手続所管課）

汎用的な電子申請システムである「しまね電子申請サービス」の利用促進を図る。

- ・職員への操作研修（情報システム推進課）
- ・県 HP から電子申請画面へのアクセス改善（各手続所管課）
- ・様式作成支援（情報システム推進課）
- ・申請数が多い手続についての電子申請サービス導入の検討（手続所管課・情報システム推進課）

(5) 県民への周知（各手続所管課）

- ・県 HP から各電子申請画面へのアクセス改善
- ・各手続対象者への広報周知（チラシ・窓口）

(6) A I ・ R P Aによる業務の効率化（情報システム推進課・手続所管課）

紙や対面で行っていた手続を単にオンライン化するのではなく、オンライン化への検討に併せ、業務の見直しや、A I ・ R P Aの活用等を含む業務の効率化について検討を行う。

7. 進捗状況の管理

情報システム推進課は進捗状況の管理を行うため、手続所管課に対して、必要に応じて調査、助言等を行うことができる。

また、情報システム推進課はその状況について、年1回程度 ICT 推進会議に報告する。